

大阪府請負契約変更事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府が発注する建設工事の請負契約に関し、設計変更を伴う契約変更手続きについて、必要な事項を定めることにより、契約変更手続きの明確化及び効率化を図り、もって請負契約における円滑な工事の施工に資することを目的とする。

(適用及び定義)

第2条 「設計変更」とは、建設工事請負契約約款の規定により、当該請負契約の目的を変更しない範囲で、同約款に規定する設計図書の一部を変更及び訂正する場合において、当該変更の内容をあらかじめ請負者と協議するとともに指示することをいう。

2 「軽微な設計変更」とは、前項の設計変更により生じた請負代金の変更額の累計が当初の請負代金額の20%に相当する額（20%に相当する額が1,000万円を超える場合は1,000万円）以内の設計変更とする。

(設計変更の手続き)

第3条 設計変更は予算の範囲内でその内容を明確にし、大阪府の意思決定と相手の意思確認をするため、別紙様式に必要な事項を記載して行うこととする。

(契約変更の手続き)

第4条 建設工事を発注するにあたっては、事前に計画及び調査を慎重に行い、契約期間中にみだりに設計変更が生じないように措置しなければならない。

2 現に施工中の工事において、やむを得ない事情により、工期又は請負代金額を変更する必要があると判断した場合は、契約変更の手続きを遅滞なく行わなければならない。

この場合、第3条に規定する書面、変更に係る設計図書及び変更金額の内訳が確認できる資料その他変更内容が分かるものを添えて契約変更の手続きを行うものとする。

3 前項の請負代金額の変更にかかる設計変更にあたっては、当該工事の目的を変更しない範囲内において、その必要性・妥当性を慎重に判断するものとする。

4 軽微な設計変更については、第2項の規定にかかわらず第3条の書面により工事を施工させることができる。

5 前3項の規定による契約変更の取り扱いについては、各発注部局において定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(様式)

決裁権者				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日
				下記のとおり設計変更について協議してよろしいか	

※ 電子決裁によらない場合は上記決裁欄による

第 号					
設計変更協議書 (回)					
年 月					
工事名称					
請負者					
当初請負代金額			当初工期	年 月 日から	
	円			年 月 日まで	
変更概算額	増			変更工期	年 月 日から
	減				年 月 日まで
	円				
変更内容	<input type="checkbox"/> 予算残額確認済み				
変更条件	1 変更概算額は、大阪府の設計積算による概算額である。 2 請負代金額の変更は、別途行う変更契約手続によらなければ確定しないものとする。 3 請負代金額の変更に係る債権債務関係は別途行う契約変更締結により発生する。				
処理・回答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> その他 () します。			
		年 月 日	監督員	印	
	請負者	上記について、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> その他 () します。			
		年 月 日	現場代理人	印	

- 1 この協議書は、2部作成し、監督員及び請負人で保管する。
- 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。
- 3 契約変更手続きの際、本書写しを添付すること。

※ 本様式は標準様式であり、これに準じた様式を使用することを妨げるものではない。